

第 5 回佐倉市地域福祉計画推進委員会 議事録

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和 5 年 1 1 月 1 7 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 3 0 分 |
| 開催場所 | 佐倉市役所 1 号館 6 階第 1 会議室 |
| 出席者 | 石原 茂樹委員、宇田川 光三委員、川根 紀夫委員、黒田 聡委員、 小林 眞智子委員、近藤 美貴委員、住吉 アキ子委員、 深沢 孝志委員 |
| 欠席者 | 中田 加苗委員 |
| 事務局 | 山本 淳子（福祉部長）、小林 知明（社会福祉課長）、下地 正史 （社会福祉課管理班長）、井上 睦（社会福祉課地域福祉班長）、 橋口 庄二（社会福祉課主査補）、村石 祐一（社会福祉課主査補）、 関 光一郎（社会福祉課主任主事） |
| 議 題 | 1. 議事 （1）第 5 次佐倉市地域福祉計画（最終素案）について |
| 配布資料 | 資料 1 庁内各所属への意見照会結果及び対応状況 資料 2 第 4 回地域福祉計画推進委員会修正・意見等及び対応状況 資料 3 第 5 次佐倉市地域福祉計画（素案） 資料 4 第 5 次佐倉市地域福祉計画（素案）【訂正版】 資料 5 庁内検討会への意見照会結果及び対応状況 |
| 傍聴人 | なし |

1. 開 会

今回の議事録確認者は、小林会長と宇田川委員の 2 名であることが確認された。

2. 議事

（1）第 5 次佐倉市地域福祉計画（最終素案）について

資料 1～資料 5 に基づき、事務局から説明を行い、併せて、資料中の誤り（資料 2 の 1 頁及び資料 3 の 33 頁「障害のない子」を「健常のない子」と誤記、資料 4 の 66 頁の表に不要な空欄、同 67 頁及び 68 頁の表に隙間）について報告した。

○意見、質疑等

【会長】

- ・ 事務局から説明があった。これについて、ご意見、ご質問をお願いします。

【委員】

- ・ 資料 4 の 32 頁と 34 頁に記載の「障害者差別解消への取り組み」について。来年度施行の改正障害者差別解消法では、これまでのように公共機関だけでなく、一般の事業所においても「合理的配慮」が義務化される。例えば、盲導犬

と一緒に食事をさせてくれないレストランは、その理由や代替方向を明示しない場合、罰金がある。こうした状況なので、もう少し施策の内容を具体的に記載できないか。

障害福祉課では、商工会議所などを通じて各事業所に啓発をしており、障害福祉計画の中にも記載がある。福祉の基盤計画である地域福祉計画も、同じ考えであることを明示してほしい。34頁の「手段」のところに、周知啓発の相手先、民間事業者における「合理的配慮」の義務化など、追記できないか。

【事務局】

- ・ 担当課と協議し、検討する。

【委員】

- ・ 同 34 頁の「人権教育の推進」に「心の教育の充実」とあるが、どのようなことをするのか。

【事務局】

- ・ 毎年、人権週間に合わせ、全小中学校において、道徳の時間に人権に関する授業を行っている。

【委員】

- ・ 同 69 頁「福祉避難所の整備」について、目標値 50%とあるが、具体的には。

【事務局】

- ・ 全 26 施設中、危険区域外にあるのは 22 施設で、内 11 施設の整備を目標としている。

【委員】

- ・ 同じ頁、「避難所での福祉的な配慮」について、現状「実施」、目標「実施継続」とあるが、もう少し具体的に記載できないか。一般に、避難所というと体育館だが、理科室や音楽室などを障害者に開放してもらうような対応が必要だと思う。

【事務局】

- ・ 各避難所においては、配慮を要する方の避難場所として、それぞれ福祉避難室を定めている。更に配慮を要する場合に、次の段階として福祉避難所への避難をお願いしている。

【委員】

- ・ 学校で避難訓練を行っても、体育館で実施するだけで、障害者に向けた訓練がなされていない。避難訓練においても、福祉的な配慮を意識していただきたい。

【委員】

- ・ 「福祉避難所の整備」の所管課として、社会福祉課と危機管理課しか記載されていない。障害福祉課と高齢者福祉課も記載すべきではないか。

【事務局】

- ・ 取りまとめの意味で2課のみ記載しているが、要援護者に係る庁内の検討会には、当然、障害福祉課と高齢者福祉課も加わっている。

【委員】

- ・ 市の防災訓練ということでは、先日開催の予定が、雨のため中止となった。一生懸命取り組んでいる団体からは、雨だから中止というのは理解しがたいという意見が出ていた。災害は天気を選ばず発生するのではないか。

【委員】

- ・ 中止の理由としては、大雨の予報を受けて、担当の危機管理課がそちらの対応を優先せざるを得なかったためと聞いている。

【委員】

- ・ この地域福祉計画では、2頁で公的支援の限界と地域の力の必要性を述べ、そのための進め方として、10頁に計画の推進体制が示されている。そこでは、市と社協、市民が協力して地域を支えていくものとされている。その地域については、11頁に日常生活圏域の説明があり、計画の普及啓発については、14頁に書かれている。

今回新たに大事な視点になるのは、SDGs。障害者の人権、子供や女性の人権といった視点でもう一度計画を組み立て直すのは、次回の課題になるだろう。今回は、各課の施策を網羅して策定というのが現実的な選択か。

差別解消法の改正もあり、国連の障害者権利委員会からは日本に対して多くの勧告がなされている中、次期計画の課題としては、人権という視点をどう反映していくのか。

【委員】

- ・ 今の子供たちが、ちゃんとインクルーシブ教育を受けて、障害者と一緒に育ってくればよいと思う。障害者権利条約を受けて、恐らく3年後には法律が改正されるので、次期計画はかなり大変かもしれない。

【委員】

- ・ 第4次計画書の中にあった包括的支援体制の図が、今回は無くなっている。地域共生社会の最初に来るべきものであり、何か補足があっても良いのではないか。

【事務局】

- ・ その図自体は今回採用しなかったが、地域共生社会を目指す考え方に変わりはない。

【委員】

- ・ 基本目標3の「目指すべき将来の地域イメージ」として、「多様な主体による地域の見守りが広がり、孤独・孤立の生まれないまち」とあるが、多様な主体とは何だろうと考えてしまう。例えば「様々な不安がストレスを招き社会的な孤独孤立の生まれないまち」というのはどうか。
- ・ 第4次計画の基本目標1「各福祉分野の取組を進め、連携を強化します」が、今回はなくなり、色々な所に分散されているようだが。

【事務局】

- ・ その部分は、法改正に則して基本目標5「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します」を立てたことに伴い、そちらに移した。今回の基本目標1については、法定の記載事項「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」に当たるものとして、人権を取り上げたもの。

【委員】

- ・ 資料4の72頁、重点施策の説明中、「佐倉市では、「生活困窮者自立支援事業」の中で、専門職である「地域福祉コーディネーター」を「（仮称）生活困窮者自立支援相談員」として地域に配置し」とあるが、市社協が志津南部圏域に設置している地域福祉コーディネーターとの関係が分かりにくい。

【事務局】

- ・ あくまでも、市の生活困窮者自立支援事業の中で、アウトリーチを主に行う支援員を配置しようとするもの。これについて、「地域福祉コーディネーター」という呼称を用いてよいのか悩ましいところはあるが、内容としては、市社協が行っている地域福祉コーディネーターと同様のものとなる。それを市社協に委託することになるかどうかは、まだ先の話になる。

【委員】

- ・ 仮に、市社協が受託した場合は、ここでいう「生活困窮者自立支援相談員」と市社協の地域福祉コーディネーターを融合させることもできると思われる。

【委員】

- ・ 同75頁、市社協の次期地域福祉活動計画について、地域福祉コーディネーターを「最終的には、市全域に（1圏域1名ずつ、計5名）配置することとしております。」と記されているが、ここは「目標としております」としていた

だきたい。

【委員】

- ・ 同じ頁にあるアウトリーチのイメージ図に、地域包括支援センターは入っているが、障害や子供の相談が抜けている。加えるべきではないか。また、前々頁の生活支援コーディネーターの説明が、高齢者しか支援対象にしていないように読めるが、実際は、それ以外の人を支援する場合もある。

【委員】

- ・ 資料4の90頁以降に相談機関の表があるが、複数頁にわたるので、見やすいように各頁に施設名称のタイトル行を入れてはどうか。

【事務局】

- ・ それぞれ表記を検討する。

【委員】

- ・ 資料4の45頁、社会福祉法人の地域公益活動の推進について、「現状」が年5団体、「目標」も年5団体以上とあるが、地域貢献を求められている社会福祉法人として、これでは目標が低くないか。地区社協では会費の減少による原資の不足が問題になっており、社会福祉法人との協力連携が必要だと思っている。

【事務局】

- ・ 地域公益活動は、あくまでも社会福祉法人の任意の事業なので、このような記載としている。

【委員】

- ・ 資料4の第5章、80頁以降に、計画の施策・事業が一覧になって再掲されている。見やすく良いと思うが、ここに資料として再掲したのはどのような趣旨か。

【事務局】

- ・ 計画の進捗管理に活用するため、改めて明示したもの。

【委員】

- ・ 数値目標が設定された計画となり、わかりやすくなった半面、個別計画との関係が混乱しないように、基盤としての地域福祉計画がフォローしていく必要があると感じた。

【事務局】

- ・ 主として、各個別計画で扱っている指標を取り入れている。計画間で齟齬が

ないよう進めていく。

【委員】

- ・ 女性や子供など様々な問題がある中で、最後まで困難を抱えるのは障害者だろうと思う。それを解決していくという視点が盛り込まれないと、SDGsが達成できない。そういう意味で、次に地域福祉計画を策定するのは大変な作業になるだろうし、市民の意識改革も当然必要だろう。
- ・ 今回の計画案は、自分の資料としては大変助かるが、果たして市民が読んでくれる内容かという疑問はある。できれば小学校の高学年でも読めるような概要版があるとよい。

【委員】

- ・ 資料4の2頁に8050問題の説明があるが、背景の説明が限定されすぎているか。この説明に該当しないケースもある。

【委員】

- ・ 数字の桁区切りの有無が混在している。桁区切りするように統一してはどうか。

【会長】

- ・ 事務局はそれぞれ対応されたい。
- ・ 皆様のご理解、ご協力をいただき、次期計画は何とか最終素案までたどり着くことができた。本日いただいたご意見に基づき計画案を更に修正することについて、本来であれば、改めて委員会を開催すべきところであるが、日程上の事情もあり、事務局と相談の上、会長に一任していただくかたちでよろしいか。

(各委員了承)

以上で議事を終了する。皆さん、ありがとうございました。

3. 閉 会